主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 事 実

第一 当事者双方の求めた裁判

一 原告

- 1 被告が昭和五一年五月一九日付で原告に対してなした休職処分を取消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

二 被告

主文と同旨

第二 当事者双方の主張

ー 請求の原因

1 原告は渋谷区代々木八幡区民会館に単純労務者として勤務する一般職の地方公務員であるが、昭和五一年四月九日別紙記載の暴力行為等処罰二関スル法律違反、 傷害の罪により東京地方裁判所に起訴されたため、原告の任命権者である被告は原 告に対し、同年五月一九日右起訴を理由として地方公務員法二八条二項二号により 分限処分として休職を命じた。

2 しかし、右休職処分は左のとおり違法である。

(一) 地方公営企業労働関係法一三条違反

原告は、地方公務員法五七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員(以下「単純労務者」という。)であつて地方公営企業労働関係法三条二項の職員に該当しない者であるから、同法附則四項により同法(第一七条を除く)及び地方公営企業法三七条から三九条までの規定が適用されるところ、地方公営企業法三九条により地方公務員法四九条(不利益処分に関する説明書の交付)の適用が排除されている反面、地方公営企業労働関係法一三条で使用者に苦情処理共同調整会議の設置を義務づけているが、東京都渋谷区はこれを設置しておらず、本件休職処分に対する原告の不服申立の道を閉している。従つて、かかる状態の下においてなされた本件休職処分は違法である。

(二) 諮問手続の瑕疵

被告は東京都渋谷区職員懲戒分限審査委員会規程(東京都渋谷区訓令第三号、以下懲戒分限規程という。)一条に基づき、職員懲戒分限審査委員会(以下審査委員会という。)に原告に対する休職処分の適否を諮問しなければならないところ、件については昭和五一年四月三〇日審査委員会に諮問し、同年五月四日右審査会から原告を休職処分に付することが適当である旨の答申を受けて原告に対して原告に対し、右懲戒分限規程附則で「この訓令は、昭和五一年五月中日から適用する」旨定められており、被告の右諮問は右懲戒分限規程の効力発生前になされたものであつて無効であり、かかる無効な諮問に対する審査委員会の管も無効である。又、懲戒分限規程三条二項で「審査委員長は区長があたる」旨定めているが、処分者と諮問機関の長を同一人で兼ねることは諮問機関の公正を欠くものである。従つて、かかる無効な諮問手続ないし不公正な構成による諮問機関のである。従つて、かかる無効な諮問手続ないし不公正な構成による諮問機関の管に基づいてなされた本件休職処分は違法である。

(三) 不当労働行為

本件休職処分は原告が渋谷区職員労働組合の構成員であることを理由としてなされた不利益な取扱いである。

(四) 地方公務員法二七条一項違反

地方公務員法二八条二項二号の起訴休職処分が、任命権者の自由裁量によつてなされるものであるとしても、右裁量権の行使は同法二七条一項で定める公正の原則に従つてなされなければならない。そのため条例等において処分基準を明示し任命権者の裁量権の範囲を定めることが必要であり、仮に処分基準を明示した条例等を必要としないとしても処分をするにあたつては少くとも起訴事実の存否について検討し、地方公営企業職員と同じ取扱いを受ける原告の身分を考慮してなすべきがある。しかるに渋谷区には起訴休職処分の処分基準を明示した条例等の定めがないが、更に被告は東京地方検察庁に公訴提起の有無の照会をなしたのみで、公事実の存否について何ら考慮することなく本件休職処分をなしたものである。件休職処分は公正を欠くものである。

#### (五) 裁量権の濫用

- (1) 原告は地域的なクラブ活動者が会合等に利用する代々木八幡区民会館において勤務し、清掃等の用務作業を主とする施設の管理を担当しているが、前記公訴事実は原告の公務に基因するものではなく、又、右職務の性質に鑑みると前記起訴をもつて直ちに公務の信用失墜行為があつたと考えることはできない。又、被告はこの事件が新聞で報道され、世人の注目を集めたものであるから一層公務の信用失墜の疑惑を強めたと主張するが、被告主張の三紙とも掲載記事の中で原告の氏名、職業、職名を記していないのであるから公務の信用失墜を生ずるおそれがないし、仮に信用を失墜させたとしてもそれは誤つた報道をなした新聞記者ないし新聞社の責に帰すべきものであって、原告の責に帰すべきものではない。
- (2) 被告は原告が公訴事実記載の日時場所において警察官に現行犯逮捕され、同年六月一六日に保釈されるまで勾留されていたため、職務専念義務が阻害されていた旨主張するが、右主張は原告が保釈された日以後については理由がない。なお前記起訴にかかる事件の公判手続は現在継続しているが、公判期日に出頭する義務は原告の職務専念義務を阻害するものではなく、又、業務の遂行に支障を来たすとも考えられない。更に公判準備に日時を要するとしてもこれがため職務専念義務が阻害されるおそれはない。
- (3) 右のとおり、被告は原告を職務に従事させても少しも支障がないのに、本件休職処分をなしたものであつて、右処分は裁量権の行使についてその範囲を著しく逸脱し、これを濫用したものである。
- 二 請求の原因に対する認否
- 1 請求原因1の事実は認める。
- 2 同2 (一)の事実は認めるが、その主張は争う。地方公営企業労働関係法一三条は使用者及び組合の両者に対し苦情処理共同調整会議の設置を義務づけいも右設置義務は同条にいう組合の存在が前提となるべきものであり、しかも五名に同法五条によつて結成された単純労務者の労働組合を指し、地方公務員法五二条以下の規定によつて結成された区職員労働組合のみが存在は地方公務員法五二条以下の規定によつて結成された区職員労働組合のみが存在は地方公務員法五二条以下の規定によって結成された区職員労働組合のみが存在は地方公務員法五二条以下の規定によって結成された区職員労働組合のみが存在は地方公務員法五二条以下の規定によって結成された区職組合の表述であるだけであって、原告もこれに加入しているが、地方公営企業労働関係法五条に担て結成された労働組合は存在しないから、渋谷区には同法一三条所定の苦情処理共同調整会議を設置すべき義務がない。従つて、原告が苦情処理共同調整会議に収分ということはできない。
- 3 同2(二)の事実は認めるが、その主張は争う。被告の諮問が懲戒分限規程の適用日前になされた点は、右規程の適用日が到来すれば治癒されるべき軽微な瑕疵に過ぎないから無効とならず、又、審査委員会が右諮問を受けて審査したのは右規程適用後の昭和五一年五月四日であるから、審査委員会が同日付でなした答申も無効ではない。又、区長が審査委員会の委員長を兼ねていたとしても同人は公正に審査を行つたものであるから右答申は公正なものである。仮に諮問手続が無効ないと諮問機関の構成が不公正であつたとしても、被告は諮問機関である審査委員会の答申に拘束されるものではなく、その権限に基づき独自の判断で本件休職処分をなしたものであるから何ら違法の点はない。
- 4 同2(三)の事実中、原告が渋谷区職員労働組合の構成員であることは認めるが、その余の事実は否認する。
- 5 同2(四)の事実は認める。地方公務員法二八条二項二号は、職員が刑事事件に関し起訴された場合に、任命権者はこのことを唯一の法定条件として自由裁量により当該職員を休職処分に処することができる旨定めたものである。従つて、被告は原告が刑事事件に関し起訴された事実のみに着目して原告を休職処分にするか否かを判断すればよいのであつて、公訴事実の存否、違法性阻却事由等の存否の点まで考慮する必要がないから、渋谷区に処分基準を明示した条例等がなく、被告が公訴事実の存否の点について考慮しなかつたからといつて本件休職処分が不公正なものであるということはできない。
- 6 同2 (五) の各事実は認めるがその主張は争う。原告は前記起訴によつて公務の信用を失墜させることはない旨主張するが、原告が前記公訴事実記載の日時に警察官に現行犯逮捕され、昭和五一年六月一六日までの長期にわたる身柄の拘束を受け、且前記罪名で起訴されたことはそれ自体公務の信用を失墜させる行為があつたといわなければならない。この事件については昭和五一年三月一九日付の朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の各社会面に関係ニユースが報道されるなど特に世人の注

目を集めたものであり、公訴事実の内容が前記のとおり重大犯罪である場合には前記起訴の事実を黙過して原告を従前どおり区民会館の業務(主たる業務は接客業務)に従事させるならば、区民会館の職員に対する住民一般の信頼がそこなわれ、ひいては公務全体に対する信用を失墜させるおそれがある。このことは原告が単純労務者であることによつて緩和されるものではない。

又、原告は本件起訴により職務専念義務が阻害されることがない旨主張するが、原告は前記起訴により、原則として公判期日に出頭する義務を負い、又、一定の事とがあるときは、刑事訴訟法の定めるところに従い、勾留され身柄が拘束されるなどがあり、他方、公判の準備等に日時を要することも考えられるから、このような状態では原告に職務専念義務の完遂を期待することができない。なお、原告は前記勾留期間中の昭和五一年四月二日までに有給休暇を使い果し、同月三日以降から本件休職処分のなされた日の前日である同年五月一八日までの間は欠勤しており、又、被告は本件休職処分の発令当時、原告がいつ保釈され職務に従事することができるようになるかについて全く予測できなかつたので、原告の職務専念義務が阻害されるおそれがあると判断したのである。第三 証拠関係(省略)

#### 理 由

- 請求原因1の事実については当事者間に争いがない。
- 二 そこで本件休職処分の取消事由について検討する。
- 地方公営企業労働関係法一三条違反について 原告が地方公務員法五七条所定の単純労務者であること、渋谷区に原告主張の苦情処理共同調整会議が設置されていないことについては当事者間に争いがない。そして地方公営企業労働関係法附則四項によれば、地方公務員法五七条所定の単純労 務者の労働関係その他身分取扱いについては同法(第一七条を除く)及び地方公営 企業法三七条から三九条までの規定が準用され、地方公営企業労働関係法一三条の 規定は使用者及び組合に対して職員の苦情処理機関として前記調整会議の設置を義 務づけてはいるが、同法附則四項、同法五条及び一三条の各規定の趣旨を総合すれ 右調整会議の設置が義務づけられるのは、地方公務員法上の単純労務者が、 くなくともその主体となつて構成している労働組合が存在している場合に限られ、 右のような労働組合が存在しない場合に、なおかかる調整会議を設置するかどうか は、全く使用者等の自由に委ねられているものと解されるところ弁論の全趣旨によ れば渋谷区には地方公務員法五二条以下の規定に基づき結成された職員団体が存在 するが、前記のように単純労務者が主体となつて構成された労働組合は存在しない とが認められるのであつて、渋谷区に苦情処理共同調整会議を設置すべき義務が 存しないことは明らかであり、また単純労務者については地方公営企業法三九条に より、地方公務員法四九条の適用が排除されていることは原告主張のとおりである が、同時に不利益処分に対する訴願前置主義の適用も排除されている結果、不利益 処分を受けた単純労務者は直ちにその取消訴訟が提起でき、従つて苦情処理共同調整会議を設置しないことによつて原告の不服申立の道を閉しているともいえないか らこの点からみても原告の右主張は理由がない。

# 3 不当労働行為について

原告が渋谷区職員労働組合の構成員であることについては当事者間に争いがないが、本件休職処分は前述のとおり、原告が刑事事件に関し起訴されたため、地方公務員法二八条二項二号に従つてなされたものであり、原告が右組合の構成員であることを理由に本件休職処分をなしたものと認めるに足りる証拠はない。

# 4 地方公務員法二七条一項違反について

原告は渋谷区には処分基準を明示した条例等が定められておらず、又、被告は本件休職処分をなすにあたり前記公訴事実の存否を全く考慮していないので、本件休職処分は公正を欠く旨主張するが、地方公務員法二八条三項の規定によれば、職員 の分限処分の手続及び効果については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、 条例で定めることが要求され、成立に争いがない乙第八号証と弁論の全趣旨によれ ば、渋谷区は、この規定に基づき「職員の分限に関する条例(昭和二七年条例第七 号)」を制定しているが、それ以外の原告主張にかかる条例の制定は法の要求する ところではなく、又起訴休職制度の設けられた所以は、起訴された公務員も有罪判 決が確定するまでは無罪の推定を受けるものの、当該公務員の地位、職務内容、公 訴事実の内容、罪名身柄拘束等のいかんによつては、刑事訴追を受けたことそれ自 体によつて、その職務の遂行、職場秩序、規律の維持に対する支障を生ずることが あるばかりか、その職務の遂行に対する住民の信頼をゆるがせ、ひいては官職全体 の信用を失墜させるおそれがあり、これらの支障を排除するために当該公務員をそ の刑事事件が裁判所に係属する間に限り一時的にその職務執行から排除し、官職全 体に対する信用を保持するにあるが、他方起訴休職処分を受けた公務員は休職期間 中俸給その他の面において諸種の不利益を蒙るのであるから(乙第八号証)、任命権者は、起訴休職処分をするに当つては、刑事訴追を受けたことのほかに前記休職制度の趣旨、目的、休職者の受ける不利益等を十分考量したうえ事を決すべきは当然であるが、前記起訴休職制度の趣旨、目的に照らすと、公訴事実の存在が明らか でなければ起訴休職処分をなしえないものではなく、従つてまた任命権者は公訴事 実の存否についてまで立入つて詳細に調査する必要がないのであるから、被告が右 の調査をしなかつたからといつて本件休職処分が違法となるものではない。

# 5 裁量権の濫用について

右のとおり、公務に対する住民一般の信頼及び職務の遂行等いずれの点から考えてみても、被告が原告を従前どおり職務に従事させることを不適当と判断し、休職を命じたことには十分な合理性があり、必要性があるというべきであり、他に別段の立証のない本件においては本件休職処分につき被告において裁量権の行使の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法はなく、原告の右主張は理由がない。

三 よつて、原告の本訴請求は理由がないのでこれを棄却することとし、訴訟費用 の負担について民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 原島克己 福井厚士 仲宗根一郎)

(公訴事実 省略)